

YohaSアリーナ ～本能に、感動を。～
(千葉公園総合体育館) における
自動販売機設置の提案募集要項

令和5年2月20日

千葉市

目次

1	目的	2
2	募集物件	2
3	日程	2
4	参加資格	3
5	自動販売機設置にあたっての条件等	3
6	応募申請手続	5
7	提案の手続	6
8	提案の無効	7
9	審査	7
10	許可申請手続	8
11	使用料の納付	9
12	問い合わせ先	9
13	その他	9

1 目的

本募集の目的は、千葉県都市公園条例（昭和34年第20号）で定める最低使用料（月額）以上で、最も高い使用料（月額・上限額以内）を納付する旨提案された者に対し、都市公園法第5条第1項に基づく許可（以降、設置許可）をし、YohaSアリーナ～本能に、感動を。～（千葉公園総合体育館）における自動販売機の設置及び管理運営を実施して頂くものです。

募集に参加される者は、次の各事項をよくご確認の上、お申込みください。

2 募集物件

最低使用料以上で使用料上限額以内の額を物件毎に提案してください。

物件 No	設置			販売品目	最低使用料	使用料上限額	【参考】 年間売上額	提案場所・日時
	場所	台数 (台)	許可総面積 (㎡)		(円/月額・許可面積)	(円/月額・許可面積)		千葉中央コミュニティセンター9階 93会議室
1	1階	2	2	飲料水	200	420,000	実績なし (※4)	令和5年3月7日(火) 15:00～
	2階	2	2	飲料水	200	420,000		

※1 詳細は別紙：物件説明書参照。

※2 許可面積は自動販売機1台1㎡以内とします。回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペース部分等の必要な付帯設備は設置をしていただきますが、提案する許可面積からは除くものとします。

※3 許可総面積の計算は、自動販売機1㎡/台として計算し、1㎡/台未満は切り上げます。

(例：1台あたり0.8㎡の自動販売機を2台設置した場合=0.8㎡×2台=1.6㎡)

※4 YohaSアリーナ～本能に、感動を。～（千葉公園総合体育館）は新施設のため実績がありませんが、年間見込利用者数は200,000人です。年間見込利用者数は参考数値であり、今後における自動販売機の売上本数や利用者数を保証するものではありません。

3 日程

日程は、次のとおりです。

項	目	日	程
1	募集要項の配布	令和5年2月20日(月)	から令和5年3月2日(木)まで
2	公募参加申込書の受付	令和5年2月20日(月)	から令和5年3月2日(木)まで
3	提案・審査(設置許可申請候補者の決定)	令和5年3月7日(火)	15時から 千葉中央コミュニティセンター9階 93会議室

4	設置許可申請書の提出期限	令和5年3月17日(金)
5	使用料の納付	令和5年4月3日(月)から令和5年4月28日(金)まで

4 参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること
- ③ 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の許可を有していること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

5 自動販売機設置にあたっての条件等

(1) 設置の根拠

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「売店」に該当します。都市公園法第5条第1項では、市以外の者が売店を設ける場合は市の許可(設置許可)を受けることになっており、本募集では、千葉市都市公園条例で定める最低使用料以上(月額)で最も高い使用料(月額・上限額以内)を提案した者を都市公園法第5条第1項の設置許可申請候補者として決定するものです。

(2) 許可期間

令和5年4月20日～令和10年3月31日とし、更新はできないものとします。

(3) 許可使用料等

① 許可使用料

千葉市が設定する最低使用料以上で、最高の提案使用料をもって許可使用料(月額)とします(2 募集物件参照)。許可使用料は別途発行する納入通知書により、年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した許可使用料は返還しません。

② 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置許可受者の負担とします。この必要経費には、電気の使用に係る照明用特定計量器(子メーター)の設置管理に要する費用も含まれます。光熱水費は、施設の指定管理者が指定する方法により指定期日までに納入してください。

③ 電気料の計算、請求方法

設置許可受者は毎月、月末の子メーターの値を、書面により施設の指定管理者に

報告してください。施設の指定管理者は自動販売機が設置される YohaS アリーナ～本能に、感動を。～（千葉公園総合体育館）の電気使用量の単価に基づき、設置許可受者が報告する子メーターの値により使用料を計算し、設置許可受者に請求するものとします。

（４）制限

次のことを遵守してください。

- ① 許可物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと
- ③ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと
- ④ 2 募集物件に示す販売品目の条件を満たすこと
- ⑤ 自動販売機の設置場所は別紙：物件説明書に示す位置とすること。ただし、市との協議により位置を変更することは妨げない
- ⑥ 自動販売機の設置面積は 1 m²以内とすること（ただし、回収ボックス等の付帯設備は含まない。）

（５）自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ① 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと
- ② 環境配慮設計がなされていること
- ③ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ④ 飲料水の販売品目の形態は、缶、びん、ペットボトル、紙パックなど密閉容器に入った飲料の販売とする。カップ抽出式飲料等その他の形態による販売は行わないこと。また、ペットボトルは環境に配慮した商品とし、プラスチックごみ削減の観点から可能な限り品目割合を低くするよう努めること。
- ⑤ 自動販売機は、災害発生時に自動販売機内の飲料水等が無償で提供できる機種を設置するよう努めること
- ⑥ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済や非接触型 IC カードの対応ができる機種の設置に努めること。
- ⑦ 苦情・トラブル等の連絡先を自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。
- ⑧ 自動販売機は、物件 No 1 のうち、最低 1 台はバリアフリータイプの機種を設置すること。

（６）維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理については、設置許可受者が行い、常に商品の賞味期限に

注意すること。また、スポーツ大会の開催時期など施設利用者が多い時期は、通常よりも商品の補充頻度を高くし、施設利用者からの苦情等が発生しないよう対応すること

- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置許可受者の責任で適切に回収・処分すること。維持管理について、市はこれを一切行わず、設置許可受者の責任により維持管理するものとする。なお、回収ボックスは転倒しないよう固定するものとする。
- ③ 設置許可受者は、回収ボックス及びその周辺に投棄された使用済み容器やその他の目立つゴミを全て回収し、周辺の清掃を行うこと。また、回収物は適切に分別・リサイクルして廃棄物処理すること
- ④ スポーツ大会の開催時期など施設利用者が多い時期は、通常よりも空き容器の回収頻度を高くし、施設利用者からの苦情等が発生しないよう対応すること
- ⑤ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること。
- ⑥ 設置許可受者は自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑦ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し設置許可受者の責任において解決を図ること。やむを得ず、苦情等が市に寄せられた場合は市が苦情内容を控えた後、設置許可受者に連絡するので、設置許可受者の責任において苦情を適切に処理、解決すること。
- ⑧ 販売品の搬入や廃棄物の搬出にともなう管理用車両の乗り入れを希望する場合は、乗り入れ可能な時間、経路（範囲）、搬入車両の大きさ、手続き等を市が指示するので、これに従うこと。
- ⑨ 設置許可受者は、自動販売機の交換を行う場合は、あらかじめ市に申し出たうえで、市の承諾を受けること。
- ⑩ 市は市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置許可受者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置許可受者が負担すること。
- ⑪ 自動販売機の使用電氣量を計測するための子メーターについて、千葉市と協議のうえ、設置許可受者の負担にて設置を行うこと。

(7) 原状回復

原則、設置許可受者は、許可期間が満了する日までに原状回復すること。

6 応募申請手続

(1) 申請方法

申込受付期間内に、公募参加申込書及び必要な書類を郵送（3月2日（木）必着）又は持参（3月2日（木）17時まで）してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの公募参加申込書の写しを返信しますので、返信用の切手（84円分）を貼付し、宛名を明記した返信用封筒を同封してください。

申込受付期間 令和5年2月20日（月）～令和5年3月2日（木） ※電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。
提出先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 スポーツ振興課 施設班 宛

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 公募参加申込書
 - ② 法人登記簿（履歴事項全部証明書）※法人の場合
 - ③ 4-③に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書
 - ④ 4-④に係る許認可等の許可証の写し
 - ⑤ 募集公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）
 - ⑥ 誓約書
- ※ 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。
※ 上記 ②、③、④、⑤は、設置許可申請時に再度添付して頂くことになります。

7 提案の手続

(1) 提案書

- ① 提案書は千葉市が定めた所定の様式を市公式ウェブサイトからダウンロードして使用してください。
- ② 提案書への記入は黒インクボールペン又は万年筆を使用してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。記入押印については、明確かつ鮮明にしてください。
- ③ 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはそのか所又は付近に訂正印を押印してください。なお、金額の訂正はできません。
- ④ 提案金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

(2) 提案方法

- ① 提案・審査日 令和5年3月7日（火）
提案・審査時間

物件1	15:00～15:30
-----	-------------

<留意事項>

- ・提案書に記載する提案金額は、「1か月の許可使用料の金額」を記載してください。

※令和5年4月は、許可期間が10日間となりますが、使用料は1か月分となりますので、ご注意ください。

- ・提案書は提案・審査日の前日午後5時までに持参又は簡易書留（必着）で提出してください。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時から17時までの受付とします。
- ・下記「8提案の無効」に該当する提案をした場合は失格とします。
- ・郵送提出に要する費用については、すべて提案参加者の負担とします。
- ・提案書等は、二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出してください。
- ・提案書等の入った外封筒の表には、朱書きで「提案書在中」と記載してください。
- ・提案書等の入った内封筒の表には、「YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～（千葉公園総合体育館）における自動販売機設置の提案」及び、提案する物件番号、提案者の名称を記載し、公募参加申込書に押印したものと同一印鑑で封緘（糊付け、封印）してください。
- ・郵送提案の参加者のうち、開札に立会いを希望する者があるときは、各者1名まで開札に立ち会うことができます。なお、代表者が立ち会う場合は名刺を、代理人が立ち会いを希望する場合には委任状を、開札場所に入る前に提出してください。
- ・提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。
 - ② 開札の場所 千葉中央コミュニティセンター9階 93会議室
 - ③ 提案の封筒に入れる書類
 - ア 公募参加申込書の写し（受付印を押印したもの）
 - イ 提案書
 - ウ 誓約書

8 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ① 提案に参加する資格のない者の提案
- ② 最低使用料（月額）に達しない金額を記載した提案
- ③ 使用料上限額（月額）を超えた金額を記載した提案
- ④ 金額を改ざんし、又は訂正した提案
- ⑤ 記入事項を判読できない提案
- ⑥ 提案事項の一部又は全部が記入されていない提案
- ⑦ 一定の金額をもって使用料額を表示しない提案
- ⑧ 記名押印を欠く提案
- ⑨ その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法により提案するもの

9 審査（設置許可申請候補者）の決定

- (1) 設置許可申請候補者は、最低使用料以上をもって有効な提案を行った者のうち最高使用料の提案を行った者とします。
- (2) 設置許可申請候補者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」により設置許可申請候補者を決定します。
- (3) 審査終了後、許可申請の手続に入ります。
- (4) 設置許可申請候補者が、指定の期日までに許可申請をしないときは、次に高い使用料で提案した者に許可申請許可をします。
- (5) 設置許可申請候補者が許可を申請しないとき、又は許可期間に途中で許可を取り消したときは、その事実があった日から1年間は、本市が実施する自動販売機設置事業者の募集に関する提案等には参加できなくなります。

10 許可申請手続

- (1) 設置許可申請候補者には、都市公園法第5条第1項による公園施設（売店）の設置の許可を受けていただきます。市から都市公園施設設置許可申請書（千葉市都市公園条例施行規則第12号様式）を郵送しますので、必要な書類を添えて、指示に従い申請手続を行ってください。申請書の提出後、所定の手続きを経て、許可証を交付します。
- (2) 必要な書類（各一部）
 - ① 法人登記簿（履歴事項全部証明書） ※法人の場合
 - ② 4-③に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書
 - ③ 4-④に係る許認可等の許可証の写し
 - ④ 募集公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）
 - ⑤ 印鑑証明
 - ⑥ 販売商品の具体的構成が分かる書類
 - ⑦ 設置する自動販売機の仕様が分かる書類
 - ⑧ 過去3年間の事業の決算書類
 - ⑨ 自動販売機の維持管理方法等（商品の入れ替え、ゴミの回収、電気子メーターの検針方法等）を記載した維持管理計画書※①～④の書類は、応募申請手続に使用した書類と同様のものです。
①、②についてはコピーではなく、原本を提出してください。
- (3) 許可申請期限は令和5年3月17日（金）です。左記期限内に申請をしないときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

1.1 使用料の納付

使用料は年額使用料（提案額（月額使用料）×12 か月）を年度当初に一括で納入していただきます。（許可期間は5年間となりますが、使用料は毎年度当初に1年分の使用料を納付して頂きます。）

使用料は千葉市が発行する納入通知書に定める期限までに納付してください。

1.2 問い合わせ先

担当課	千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 TEL：043-245-5967
受付期間	令和5年2月20日（月）から令和5年3月2日（木）まで 9時から17時まで（土、日、祝日を除く）

問い合わせの件数などの情報は、募集の公平性を保つため、一切お答えできません。

1.3 その他

設置許可受者は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。